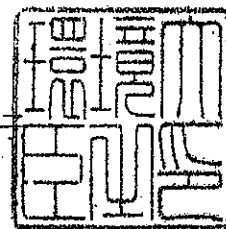


諮問第145号
環水管発第050516001号
平成17年5月16日



中央環境審議会
会長 鈴木基之 殿

環境大臣
小池百合子



水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びリン含有量の
総量規制基準の設定方法について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びリン含有量の総量規制基準の設定方法について、貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

水質総量規制は、人口及び産業が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、水質汚濁防止法等に基づき設けられた制度であり、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海を対象として、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びリン含有量を対象項目とした第5次水質総量規制を実施してきたところである。

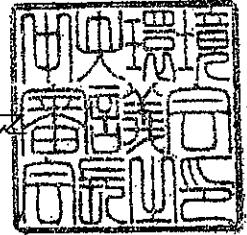
今回の諮問は、次期水質総量規制基準の設定方法について、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第252号
平成17年5月16日

中央環境審議会水環境部会
部会長 須藤 隆一 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基



水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及び磷含有量の
総量規制基準の設定方法について（付議）

平成17年5月16日付け環水管発第050516001号をもって、環境大臣より当審議会に
対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、
水環境部会に付議する。